＜職員用＞

○　コンプライアンスとは・・・

　法令順守のことであり、法令・関係通知・諸規則・諸規程・社会的規範・社会的良識を熟知並びに理解して職務に就くことをいう。

○　職員の義務

　職員は、上記を理解し職務に就くだけではなく、日頃から正しい知識の習得に努めなければならない。また、コンプライアンス違反等を認識したときは、園長または、主任に通報・相談を行わなければならない。

（見過ごしてはダメ、保育士に相談してもよいです。）

（特段の事情がある場合は、本部へ直接メール・連絡も可）

○　職員の心得

　コンプライアンス違反は、①知らなかった、②そんなつもりはなかった、③法人の為によいと思った、は通用しません。十分な配慮と誠実な気持ちで職務に就いてください。

○　こどもたちが見ています。

　園児にとって、保育士は、大人の鑑です。保育士のコンプライアンス違反は、こどもたちへの悪影響となります。保育のプロとしての自覚を持ちましょう。

＜コンプライアンス担当者（園長、所長）用＞

○　担当者の責務

　担当者は、責任者への報告を必ず行いましょう。また、当法人の諸規程等の周知を徹底させましょう。職員は、規程を見る機会が少ないと思います。会議等で５分程度でもよいので、規程勉強の機会を作るなどの周知を行ってください。また、事務局との連携も密接に行い、規程の変更や廃止、改正等があった場合は、速やかに職員に周知してください。

また、コンプライアンス研修等があれば、積極的に参加し、また職員を参加させ、コンプライアンスの意識向上を図りましょう。

○　コンプライアンス違反の大小を位置づけない。

　コンプライアンス違反は、小さな事でも見過ごせば、重要な問題へ発展する恐れがあります。違反があれば、すぐに責任者若しくは事務局へ報告を行ってください。

○　違反通報者はしっかりと保護してください。

　通報者を保護することは、担当者の重要な責務です。通報者への嫌がらせ等があった場合は、厳罰に対応します。